

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>児童相談所では、次の業務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親及び要支援組里親名簿の作成に関する事務・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第一項・第二項)・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第二項) <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書等に個人番号の記載欄を設け、地方税関係情報や住民票関係情報などと連携することで、審査等における事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。・また、他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で児童養護施設等への入所措置等に関する情報の提供を行う。
③システムの名称	かながわ児童相談所情報ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
里親名簿、自立援助ホーム委託に係る児童情報、負担者に関する情報、費用徴収台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、20の項 ○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<ul style="list-style-type: none">・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714・神奈川県中央児童相談所・大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-84-1600・神奈川県平塚児童相談所 〒254-0075 神奈川県平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 電話046-828-7050・神奈川県小田原児童相談所 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7 電話046-240-6430
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<ul style="list-style-type: none">・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4656・神奈川県中央児童相談所・大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-84-1600・神奈川県平塚児童相談所 〒254-0075 神奈川県平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 電話046-828-7050・神奈川県小田原児童相談所 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7 電話046-240-6430
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童福祉法に基づく里親の認定等に係る事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	神奈川県児童相談所ネットワークシステム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成26年9月29日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成26年9月29日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	中野 美智子	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和1年11月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年5月28日時点	令和元年7月23日時点	事後	時点修正
令和1年11月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年5月28日時点	令和元年7月23日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和元年7月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和元年7月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県中央児童相談所	神奈川県中央児童相談所・大和綾瀬地域児童相談所	事後	組織再編
令和3年8月18日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県中央児童相談所	神奈川県中央児童相談所・大和綾瀬地域児童相談所	事後	組織再編
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7	事後	時点修正
令和4年7月8日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年7月16日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年4月25日時点	事後	時点修正
令和6年7月16日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年4月25日時点	事後	時点修正
	I 関連情報 ②事務の概要	・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務	・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親及び要支援組里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務	事後	時点修正
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条1、4、5、6号	番号利用法別表8の項	事後	時点修正
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②保冷上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の8の項、16の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条1号、第12条1、4、5号 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の16の項、57の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条1、3、4号、第31条1、2、5号	○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、20の項 ○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、81の項	事後	時点修正
	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない	十分である	事後	時点修正
	8. 人手を介在させる作業		記載のとおり	事後	時点修正
	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	時点修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認定変更に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認定変更に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認定変更に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、保健福祉事務所で実施している以下の業務で使用する。 ・児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定に関する事務 ・児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に関する事務 ・児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 申請書等に個人番号の記載欄を設け、住民票関係情報等と連携することで事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。
③システムの名称	小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 ○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671 ・平塚保健福祉事務所 〒254-0051 平塚市豊原町6-21 (0463)32-0130 ・平塚保健福祉事務所 秦野センター 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 (0463)82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所 〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 (0467)24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所 三崎センター 〒238-0221 三浦市見崎町六合32 (046)882-6811 ・小田原保健福祉事務所 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (0465)32-8000 ・小田原保健福祉事務所 足柄上センター 〒258-0021 開成町吉田島2489-2 (0465)83-5111 ・厚木保健福祉事務所 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 (046)224-1111 ・厚木保健福祉事務所 大和センター 〒242-0021 大和市中央1-5-26 (046)261-2948
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4673 ・平塚保健福祉事務所 〒254-0051 平塚市豊原町6-21 (0463)32-0130 ・平塚保健福祉事務所 秦野センター 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 (0463)82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所 〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 (0467)24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所 三崎センター 〒238-0221 三浦市見崎町六合32 (046)882-6811 ・小田原保健福祉事務所 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (0465)32-8000 ・小田原保健福祉事務所 足柄上センター 〒258-0021 開成町吉田島2489-2 (0465)83-5111 ・厚木保健福祉事務所 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 (046)224-1111 ・厚木保健福祉事務所 大和センター 〒242-0021 大和市中央1-5-26 (046)261-2948
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーについて住基ネット照会し真正性の確認を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	全ての保健福祉事務所及びセンターにおけるセキュリティへの共通認識を形成するため、要領を含めた事務取扱について、子ども家庭課において雛形作成など実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成26年7月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数	平成26年7月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	茅ヶ崎保健福祉事務所	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	事後	組織再編
平成29年6月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	茅ヶ崎保健福祉事務所	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	事後	組織再編
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年1月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1,2,3,4,5号	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1,2,3,4号	事後	時点修正
平成30年1月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 ○情報提供に係る根拠	番号利用法別表第二の26の項、87の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1,2,3,4,5号、第44条1,2,3,4,5号	番号利用法別表第二の26の項、87の項、56の2の項、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1,2,3,4,5,6号、第44条1,2,3,4,5,6号、第30条1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12号、第59条の3 1,2,3,4号	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課 ②所属長 浜田 尚樹	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 ②所属長 中野 美智子	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	I 関連情報 3.個人情報の利用法令上の根拠	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条2,3号	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条2,3,4,5号	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	中野 美智子	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策	—	記載のとおり	事後	様式改正
令和1年11月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年5月25日時点	令和元年7月23日時点	事後	時点修正
令和1年11月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年5月25日時点	令和元年7月23日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和元年7月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和元年7月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 1.②事務の概要	・児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に関する事務 ・児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	・児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定に関する事務 ・児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に関する事務 ・児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 1.③システムの名称	エクセルにて管理	小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システム	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 2.特定個人情報ファイル名	小児慢性特定疾病受給者データ(エクセル)	小児慢性特定疾病受給者データ	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 3.個人番号の利用	番号利用法別表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条2、3、4、5号	番号利用法別表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条1、3、4、5、6、10、11号	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	I 4.②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1、2、3、4号 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、87の項、56の2の項、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1、2、3、4、5、6号、第44条1、2、3、4、5、6号、第30条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12号、第59条の3 1、2、3、4号	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1、2、3、4号 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、87の項、56の2の項、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1、2、3、4、5、6号、第44条1、2、3、4、5、6号、第30条1、2、3号、第59条の3 3号	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(追加)	・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部 子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月24日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月24日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IV6.情報提供ネットワークとの接続	—	記載のとおり	事後	時点修正
	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 (0467)85-1171	—	事後	管轄変更
	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 (0467)85-1171	—	事後	管轄変更
	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月24日時点	令和6年4月26日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月24日時点	令和6年4月26日時点	事後	時点修正
	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条1、3、4、5、6、10、11号	番号利用法別表8の項	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 4.②法令上の根拠	<p>○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1、2、3、4号</p> <p>○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、87の項、56の2の項、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1、2、3、4、5、6号、第44条1、2、3、4、5、6号、第30条1、2、3号、第59条の3 3号</p>	<p>○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項</p> <p>○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項</p>	事後	時点修正
	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>児童相談所では、次の業務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務 ・障害児入所措置に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務 <p>神奈川県国民健康保険団体連合会に、次の業務を委任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支払に関する事務 <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に個人番号の記載欄を設け、地方税関係情報や住民票関係情報などと連携することで、審査等における事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。 ・支払事務に個人番号を利用し、給付情報の突合を行うことで、より正確な支払を図る。 ・また、他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で障害児入所措置に関する情報の提供を行う。
③システムの名称	かながわ児童相談所ネットワークシステム、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設給付管理情報 ・障害児入所措置管理情報 ・障害者総合支援給付支払等情報 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、18、19、20の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、42、80、81、125の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県中央児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-84-1600 ・神奈川県平塚児童相談所 〒254-0075 神奈川県平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888 ・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 電話046-828-7050 ・神奈川県小田原児童相談所 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7 電話046-240-6430 ・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-81-8066
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111(代表) 内線5034 ・神奈川県中央児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-84-1600 ・神奈川県平塚児童相談所 〒254-0075 神奈川県平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888 ・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 電話046-828-7050 ・神奈川県小田原児童相談所 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7 電話046-240-6430 ・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-81-8066
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー入りの書類等を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 <p>それにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署	①保健福祉局福祉部障害サービス課	①保健福祉局福祉部障害福祉課	事後	
平成28年6月29日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開公聴課	事後	
平成28年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課	事後	
平成28年12月27日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	記載無し	【情報照会の根拠】 番号利用法別表第二に「15の項」、番号利用法 神奈川県国民健康保険団体連合会に、次の業務を委任している。	事前	
平成29年2月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	追記	伝送通信ソフト	事後	
平成29年2月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	追記	伝送通信ソフト	事後	
平成29年2月13日	2. 特定個人情報ファイル名	追記	障害者総合支援給付支払等情報	事後	
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署	②山崎 享	②水町 友治	事後	
平成30年7月13日	5. 評価実施機関における担当部署	①保健福祉局福祉部障害福祉課	①福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	
平成30年7月13日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・神奈川県県民局くらし県民部情報公開公聴課	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	
平成30年7月13日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課	・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	
平成30年8月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	・平成26年3月31日	・平成30年7月31日	事後	
平成30年8月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の	・平成26年3月31日	・平成30年7月31日	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	・平成30年7月31日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の	・平成30年7月31日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	水町 友治	課長	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	
令和1年12月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	事後	
令和1年12月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	事後	
令和1年12月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話045-210-1111 内線4726	電話045-210-1111 内線4724	事後	
令和2年10月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話045-210-1111 内線4724	電話045-210-1111(代表) 内線5035	事後	
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年8月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	電話045-210-1111 内線5035	電話045-210-1111 内線5034	事後	
令和3年8月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	追記	・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119	事後	
令和3年8月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	追記	・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2、取扱い者数 いつの時点	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7	事後	
令和4年7月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7	事後	
令和5年4月28日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月28日	II しきい値判断項目 2、取扱い者 いつの時点の	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条3、6号	番号利用法別表8の項	事後	
	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法別表第二の7の項、14の項、15の項、16の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条2号、第11条1号、第11条の2、第12条1、2、4号 【情報提供の根拠】 番号利用法別表第二の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条1、4号、第19条1、2、3、4、5号、第30条、第31条1、2、5号、第44条1、2、3、4、5号	【情報照会の根拠】 番号利用法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、18、19、20の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、42、80、81、125の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2、取扱い者 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
	(新項目) IV リスク対策 8、人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か (判断の根拠)	-	<p>十分である</p> <p>(判断の根拠)</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー入りの書類等を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 <p>それにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>(新項目) IV リスク対策 11、最も優先度が高いと考えられる対策</p> <p>当該対策は十分か【再掲】 (判断の根拠)</p>	-	<p>8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>当該対策は十分か:十分である【再掲】 (判断の根拠) 神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に係る事務を行う。 (1)身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 (2)身体障害者手帳の返還に関する事務 (3)身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 (4)身体障害者手帳の保持者が氏名および居住地を変更した場合の届出の受理、審査、届出に対する応答に関する事務 (5)身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳(身体障害者福祉法施行令第9条)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】なし 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、25、37、42の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県立総合療育相談センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開公聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3720 神奈川県立総合療育相談センター 地域企画課 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話 0466-97-2032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県立総合療育相談センター 地域企画課 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話 0466-97-2032
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、複数人での確認を徹底した上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。 ・特定個人情報を含む書類やメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	Ⅱ. 1. 対象人数	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅱ. 2. 取扱者数	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅰ. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
令和1年6月27日	Ⅰ 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ・第4号ロ、第11条第1号ロ・第3号、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号イ・第6号二、第10号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号</p>	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ・第4号ロ、第11条第1号ロ・第3号、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号イ・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号</p>	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ 2 対象人数	平成30年4月31日 時点	平成31年4月2日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ 2 取扱人数	平成30年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	牧野 ゆり子	所長	事後	様式改正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ・第4号ロ、第11条第1号ロ・第3号、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号イ・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号</p>	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、15の項、16-2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号二、第9号ロ、第59条の2第1号へ・第2号～第4号各号</p>	事後	時点修正
令和2年10月14日	II 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月27日 時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	II 2 取扱人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月27日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、15の項、16-2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1号ハ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号口・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第5号二、第9号口、第59条の2第1号ハ・第2号～第4号各号</p>	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1号ト・第2号ハ・第4号ト・第5号・第6号ハ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号・第6号ト・第7号～第12号各号</p>	事後	時点修正
令和3年8月18日	II 2 対象人数	令和2年3月27日時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	II 2 取扱人数	令和2年3月27日時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条7号 別表第二	・番号法第19条8号 別表第二	事前	時点修正
令和4年7月8日	I 7 請求先	電話 0466-84-5700	電話 0466-97-2032	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 8 連絡先	電話 0466-84-5700	電話 0466-97-2032	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1号ト・第2号ハ・第4号ト・第5号・第6号ハ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号・第6号ト・第7号～第12号各号</p>	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ハ、第11条第1号口、第12条第1号ト・第2号ハ・第4号ト・第5号・第6号ハ・第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ・第5号イ、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第1号二・第3号二、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第5号・第6号二、第11号ハ、第59条の2の2第1号ト・第2号～第5号各号・第7号ト・第8号～第12号各号</p>	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅱ 2 対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ 2 取扱人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱ 2 対象人数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱ 2 取扱人数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
	Ⅱ 2 対象人数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
	Ⅱ 2 取扱人数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
	I 3 法令上の根拠	・番号法第9条 別表第一 11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	番号利用法別表20の項	事後	様式改正
	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト・第2号ヘ・第4号ト・第5号・第6号ヘ・第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ・第5号イ、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第1号ニ・第3号ニ、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号・第6号ニ、第11号ハ、第59条の2の2第1号ト・第2号～第5号各号・第7号ト・第8号～第12号各号	【情報照会の根拠】なし 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、25、37、42の項	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV 8 人手を介在させる作業 (新規項目)		【判断の根拠】マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、複数人での確認を徹底した上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策 (新規項目)		【判断の根拠】神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。 ・特定個人情報を含む書類やメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務
②事務の概要	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づき、措置入院者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができるものと認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 費用徴収額の決定に係る関係情報の照会
③システムの名称	診察台帳・措置台帳入出力システム
2. 特定個人情報ファイル名	
診察台帳ファイル ・ 措置台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法別表22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第 19 条第8号に基づく主務省令第2条の表40の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 横浜市中区日本大通1 045-210-3714 神奈川県精神保健福祉センター 横浜市港南区芹が谷2-5-2 045-821-8822
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県精神保健福祉センター 横浜市港南区芹が谷2-5-2 045-821-8822
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者からは当該事務に必要なない情報を入手することがないように、申請書様式において手続きに必要な項目のみ記入するよう留意事項を記載している。 ・收受した特定個人情報は事務取扱担当者のみ取り扱える。 ・特定個人情報が含まれる書類を郵送する際には宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、事務取扱担当者間でダブルチェックをおこなう。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底し、鍵は事務取扱担当者で管理している。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Iしきい値判断 1.対象人数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Iしきい値判断 2.取扱者数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成30年6月22日	評価書名、事務の名称等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、仮退院の許可に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務	事後	主務省令で定める事務の変更に伴う修正
平成30年6月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第1、2、3、5号	・番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第1号	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
平成30年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :56の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) :23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠)	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第16条1、2、3号、第17条	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和1年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第16条1、2、3号、第17条	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第16条、第17条1号、2号	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所	神奈川県精神保健福祉センター 所長 山田正夫	所長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和1年6月27日	IIしきい値判断 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成31年4月19日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成31年4月19日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断 1.対象人数	平成31年4月19日時点	令和2年4月30日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	平成31年4月19日時点	令和2年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第16条、第17条1号、2号	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第16条、第17条1号、2号	事前	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和4年4月30日時点	令和5年4月30日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和4年4月30日時点	令和5年4月30日時点	事後	時点修正
	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和5年4月30日時点	令和6年5月4日時点	事後	時点修正
	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和5年4月30日時点	令和6年5月4日時点	事後	時点修正
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第1号	・番号利用法別表22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第1号	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第16条、第17条1号、2号	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表40の項	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業 11 最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	様式改正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県精神保健福祉センターは、精神障害者保健福祉手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)第45条に基づき、精神障害者の方の自立と社会参加の促進を図るため、一定程度の精神障害の状態にある方に対し、精神障害者保健福祉手帳の交付等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①手帳の交付申請、更新申請等に対する手帳の交付決定(却下)及び障害等級の決定のための審査・照会、②決定後の手帳の交付(再交付)、③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備、④氏名・居住地の変更の届出の受理、⑤手帳の返還。
③システムの名称	通院医療費公費負担制度電算システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表 22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項及び163の項 (情報照会の根拠) 41の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 横浜市中区日本大通1 045-210-3714 神奈川県精神保健福祉センター 横浜市港南区芹が谷2-5-2 045-821-8822
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県精神保健福祉センター 横浜市港南区芹が谷2-5-2 045-821-8822
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、下記のとおり、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。</p> <p>このような対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	I しきい値判断1.対象人数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	I しきい値判断2.取扱者数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年12月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条6、7、8、9、10、11、12号	・番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条2、3、4、5、6、7、8号	事後	
平成28年12月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第12条1、3、4号、第20条2、6号、第21条1、2、3号、第22条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第28条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条、第30条、第31条4号、第42条、第53条1、2、3号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第18条1、2、3号	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第12条1、3、4号、第20条2、6号、第21条1、2、3号、第22条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第28条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条2号、第30条4号、第31条4号、第42条2号、第53条1、2、3号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第18条1、2、3号	事後	
平成29年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第30条4号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第30条5号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第12条1、3、4号、第22条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第12条1、2、4号、第22条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、11号	事後	
平成30年11月27日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年11月27日	IIしきい値判断1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点修正
平成30年11月27日	IIしきい値判断2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	神奈川県精神保健福祉センター所長 山田正夫	所長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IIしきい値判断1.対象人数	平成30年6月30日時点	平成31年4月22日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断2.取扱者数	平成30年6月30日時点	平成31年4月22日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和2年10月14日	IIしきい値判断1.対象人数	平成31年4月22日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断2.取扱者数	平成31年4月22日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第12条1、2、4号、第20条2、6号、第21条1、2、3号、第22条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、11号、第28条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条2号、第30条5号、第31条4号、第42条2号、第53条1、2、3号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第18条1、2、3号</p>	<p>・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第9条第1、4号、第11条第1号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第20条第2、6、7号、第21条第1、2、3、4号、第22条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1、2号、第53条第1、2、3号、第55条第1、5、6、11号、第59条の2第1、2、3、4、5号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第18条1、2、3号</p>	事後	
令和3年8月18日	IIしきい値判断1.対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断2.取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の 項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、 108の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根 拠) :第9条第1、4号、第11条第1号、第12条第1、 2、4、6、8号、第14条第1、2号、第20条第2、 6、7号、第21条第1、2、3、4号、第22条第1、 2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条第 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条第2 号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2 号、第43条の4第1、2号、第53条第1、2、3 号、第55条第1、5、6、11号、第59条の2第1、 2、3、4、5号 (別表第二の主務省令における情報照会の根 拠) :第18条1、2、3号</p>	<p>・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の 項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、 108の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根 拠) :第9条第1、4号、第11条第1号、第12条第1、 2、4、6、8号、第14条第1、2号、第20条第2、 6、7号、第21条第1、2、3、4号、第22条第1、 2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条第 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条第2 号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2 号、第43条の4第1、2号、第53条第1、2、3 号、第55条第1、5、6、11号、第59条の2の2 第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根 拠) :第18条1、2、3号</p>	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第9条第1、4号、第11条第1号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第20条第2、6、7号、第21条第1、2、3、4号、第22条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1、2号、第53条第1、2、3号、第55条第1、5、6、11号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第18条1、2、3号 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第9条第1、4号、第11条第1号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第20条第2、6、7号、第21条第1、2、3、4号、第22条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1、2号、第53条第1、2、3号、第55条第1、5、6、11号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第18条1、2、3号 	事前	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和4年7月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第20条第2、6、7号、 第21条第1、2、3、4号、 第30条第5号、 第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第20条第3号、 第21条第2、5号、 第30条第1、2、3号、 第59条の2の2第1、2、3、4、5、7、8、9、10、11、12号 	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断1.対象人数	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断2.取扱者数	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断1.対象人数	令和4年4月30日時点	令和5年4月27日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断2.取扱者数	令和4年4月30日時点	令和5年4月27日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IIしきい値判断1.対象人数	令和5年4月27日時点	令和6年4月30日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断2.取扱者数	令和5年4月27日時点	令和6年4月30日時点	事後	時点修正
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条2、3、4、5、6、7、8号 	番号利用法別表 22の項	事後	時点修正
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :第9条第1、4号、第11条第1号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第20条第3号、第21条第2、5号、第22条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第28条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第29条第2号、第30条第1、2、3号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1、2号、第53条第1、2、3号、第55条第1、5、6、11号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、7、8、9、10、11、12号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第18条1、2、3号 	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項及び163の項 (情報照会の根拠) 41の項	事後	時点修正
	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業 11 最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	様式改正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護法による保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、生活保護法による保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護に関する事務
②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者を含む。)の本人確認、状況把握に用いる。 (1)要保護者(被保護者を含む。)の提出書類等(関係機関からの情報を含む。)に記載された個人情報の確認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携</p>
③システムの名称	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護者(被保護者を含む。)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供ができる根拠規定】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 【照会ができる根拠規定】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課
②所属長の役職名	生活援護課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>政策局政策部情報公開広聴課 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111(代表) 045-210-3714(直通) 平塚保健福祉事務所生活福祉課 平塚市豊原町6-21 TEL 0463-32-0130(代表) 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表) 鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 TEL 0467-24-3900(代表) 小田原保健福祉事務所生活福祉課 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000(代表) 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課 開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-5111(代表) 厚木保健福祉事務所生活福祉課 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>平塚保健福祉事務所生活福祉課 平塚市豊原町6-21 TEL 0463-32-0130(代表) 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表) 鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 TEL 0467-24-3900(代表) 小田原保健福祉事務所生活福祉課 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000(代表) 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課 開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-5111(代表) 厚木保健福祉事務所生活福祉課 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111(代表)</p>
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、その中でもマイナンバーをシステムに登録できる職員のみ、権限を設定することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	Iの1の③ システムの名称	生活保護総合情報システム	生活保護システム	事後	
平成28年6月1日	Iの4の② 法令上の根拠		別表第二の116の項 別表第二の119の項	事後	
平成28年6月1日	Iの5の② 所属長	松岡 一仁	中原 幾代	事後	
平成28年6月1日	Iの7 請求先	政策局 情報企画部 情報公開課	県民局 ぐらし県民部 情報公開広聴課	事後	
平成28年6月1日	IIの1 しきい値判断	平成27年2月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	Iの1の②	⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I の4の② 法令上の根拠	<p>【提供ができる根拠規定】 別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3、4号 別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条1、2、3、4、5号 別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7、9、10号 別表第二の54の項 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号</p>	<p>【提供ができる根拠規定】 別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第8条 別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条 別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第12条 別表第二の20の項 内閣府総務省令第7号第14条 別表第二の21の項 別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第20条 別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第21条 別表第二の30の項 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条 別表第二の38の項 内閣府総務省令第7号第24条 別表第二の50の項 内閣府総務省令第7号第26条の4 別表第二の53の項 内閣府総務省令第7号第27条 別表第二の54の項 内閣府総務省令第7号第28条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Iの4の② 法令上の根拠	別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条1、2、3、4、5号 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号 別表第二の116の項 別表第二の119の項	別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条 別表第二の90の項 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条 別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条 別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第59条の2 別表第二の119の項 内閣府総務省令第7号第59条の3	事後	
平成29年6月1日	Iの5の② 所属長	中原 幾代	関根 弘子	事後	
平成29年6月1日	Iの7 請求先	茅ヶ崎保健福祉事務所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	事後	
平成29年6月1日	Iの8 連絡先	平塚保健福祉事務所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	事後	
平成29年6月1日	IIの1 しきい値判断	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年8月29日	Iの4の② 法令上の根拠		別表第二の37の項 内閣府総務省令第7号第23条	事後	
平成30年8月29日	Iの5の① 部署	保健福祉局福祉部生活援護課	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	事後	
平成30年8月29日	Iの7 請求先	県民局くらし県民部情報公開広聴課	政策局政策部情報公開広聴課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	II の1 しきい値判断	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成31年3月6日	I の1の②	⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成31年3月6日	I の4の② 法令上の根拠		別表第二の18の項	事後	
平成31年3月6日	I の5の② 所属長の役職名	課長 関根 弘子	生活援護課長	事後	
平成31年3月6日	IV リスク対策		IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和1年11月12日	II しきい値判断	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和2年10月14日	II しきい値判断	平成元年6月1日 時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断	令和2年6月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I の4の② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年7月8日	II しきい値判断	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	I の1の② 事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	Iの1の③ システムの名称	生活保護システム	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年6月20日	IVの4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		IVの4 記載のとおり	事前	
令和5年6月20日	IVの5 特定個人情報の提供・移転		IVの5 記載のとおり	事前	
令和5年6月20日	II しきい値判断	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
	Iの1の② 事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者を含む。)の本人確認、状況把握に用いる。 (1)要保護者(被保護者を含む。)の提出書類等(関係機関からの情報を含む。)に記載された個人情報の確認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者を含む。)の本人確認、状況把握に用いる。 (1)要保護者(被保護者を含む。)の提出書類等(関係機関からの情報を含む。)に記載された個人情報の確認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携</p>	事後	
	Iの3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 内閣府総務省令第5号第15条	番号利用法別表23の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I の4の② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第8条 別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条 別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第12条 別表第二の18の項 別表第二の20の項 内閣府総務省令第7号第14条 別表第二の21の項 別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第20条 別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第21条 別表第二の30の項 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条 別表第二の37の項 内閣府総務省令第7号第23条 別表第二の38の項 内閣府総務省令第7号第24条 別表第二の50の項 内閣府総務省令第7号第26条の4 別表第二の53の項 内閣府総務省令第7号第27条 別表第二の54の項 内閣府総務省令第7号第28条 別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条 別表第二の90の項 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条 別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条 別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第59条の2 別表第二の119の項 内閣府総務省令第7号第59条の3 【照会ができる根拠規定】 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条	【提供ができる根拠規定】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 【照会ができる根拠規定】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43の項	事後	
	II しきい値判断	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		記載のとおり	事後	
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	離婚、死亡、遺棄等の理由で父と生計を同じくしていない、又は父が同居しているがその父が重度障害である場合の、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(障害児の場合は20歳未満)児童を養育している母又は養育者に手当を支給する。 以上の事務を児童扶養手当法に基づき行うに当たり、基本4情報ほか、所得等の個人情報を扱う。
③システムの名称	児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給資格者台帳(名簿)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表 56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項、42の項、89の項、90の項、125の項 ○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4675
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4652
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された書類は、鍵のかかる所定のキャビネットに保管することで、権限のない者による持ち出しや紛失及び誤った廃棄等を防止しているため。 ・特定個人情報を業務システムへ入力した際は、職員によるダブルチェックを行うことで、入力ミスを防止しているため。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・委託先における情報保護管理体制の確認を行っているため。 ・委託契約において、特定個人情報を含む個人情報ファイルの取扱いに関する規定を設けており、また年に1度の委託先への立入調査により適正に運用されていることを確認しているため。 これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月16日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	中野 美智子	子ども家庭課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月27日	VIリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成30年5月28日時点	令和1年5月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	平成30年5月28日時点	令和1年5月23日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和1年5月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	令和1年5月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3.個人番号の利用	「番号利用法別表第一の37の項」等の記載	番号利用法の改正により、「別表第二」が削除され、また「別表第一」が「別表」となり、表内の項番も変更されたことを受け、記述を修正した。	事後	法改正に伴う修正
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「番号利用法別表第二 16の項」等の記載	番号利用法の改正により、「別表第二」が削除され、また新たに「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」が施行されたことを受け、記述を修正した。	事後	法改正に伴う修正
	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	電話045-210-1111 内線4675	電話045-210-1111 内線4652	事後	担当変更に伴う修正
	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年8月23日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年8月23日時点	事後	時点修正
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	心身に重度又は中度の障害のある、20歳未満の児童の父又は母がその障害児を監護するとき、あるいは障害児と同居して監護し、その生計を維持する養育者に対して手当を支給する 以上の事務を特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき行うに当たり、基本4情報ほか、所得等の個人情報を扱う。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給資格者台帳(名簿)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表の66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、16の項、19の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項 ○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4675
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4652
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された書類は、鍵のかかる所定のキャビネットに保管することで、権限のない者による持ち出しや紛失及び誤った廃棄等を防止しているため。 ・特定個人情報を業務システムへ入力した際は、職員によるダブルチェックを行うことで、入力ミスを防止しているため。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>・委託先における情報保護管理体制の確認を行っているため。</p> <p>・委託契約において、特定個人情報を含む個人情報ファイルの取扱いに関する規定を設けており、また年に1度の委託先への立入調査により適正に運用されていることを確認しているため。</p> <p>これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月16日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部 子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部 子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	中野 美智子	子ども家庭課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月27日	VIリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月27日	I 4②法令上の根拠		記載のとおり	事前	情報提供項目の追加
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成30年5月28日時点	令和元年5月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	平成30年5月28日時点	令和元年5月23日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和1年5月8日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	令和1年5月8日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断項目1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
	I 関連情報 3.個人番号の利用	「番号利用法別表第一の46の項」等の記載	番号利用法の改正により、「別表第二」が削除され、また「別表第一」が「別表」となり、表内の項番も変更されたことを受け、記述を修正した。	事後	法改正に伴う修正
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「番号利用法別表第二 9の項」等の記載	番号利用法の改正により、「別表第二」が削除され、また新たに「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」が施行されたことを受け、記述を修正した。	事後	法改正に伴う修正
	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	電話045-210-1111 内線4675	電話045-210-1111 内線4652	事後	担当変更に伴う修正
	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年8月23日時点	事後	時点修正
	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年8月23日時点	事後	時点修正
	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県精神保健福祉センターは、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)に基づき、精神疾患(てんかんを含む。)を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うため、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定・受給者証の交付等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①自立支援医療費(精神通院医療)の申請に対する審査・支給認定(却下)、②認定後の受給者証交付(再交付)、③支給認定内容の変更・申請内容の変更、④他の法令による給付との調整、⑤支給認定の取消し、⑥受給者証の返還の請求。
③システムの名称	通院医療費公費負担制度電算システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表 117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) 42の項、80の項、125の項、144の項及び161の項(情報照会の根拠) 144の項、145の項及び146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 横浜市中区日本大通1 045-210-3714 神奈川県精神保健福祉センター 横浜市港南区芹が谷2-5-2 045-821-8822
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県精神保健福祉センター 横浜市港南区芹が谷2-5-2 045-821-8822
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、下記のとおり、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。</p> <p>このような対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局暮らし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	I しきい値判断1.対象人数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	I しきい値判断2.取扱者数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年12月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の84の項・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第60条1、4号	・番号法 第9条第1項 別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第60条1、2、3、4、5、6、7号	事後	
平成28年12月27日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二 における情報提供の根拠):56の2の項(別表 第二における情報照会の根拠):108の項・番 号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(別表第二の主務省令にお ける情報提供の根拠):第30条(別表第二の 主務省令における情報照会の根拠):第55条 3、4号	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26の項、56の2の項、87の項、108の項 (別表第二における情報照会の根拠) :108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根 拠) :19条1号、第30条11号、44条1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根 拠) :第55条3、4号	事後	
平成29年6月30日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根 拠) :第30条11号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根 拠) :第30条12号	事後	
平成30年11月27日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26の項、56の2の項、87の項、108の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根 拠) :第55条3、4号	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26の項、56の2の項、87の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根 拠) :第55条5、6号	事後	
平成30年11月27日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局暮らし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年11月27日	II しきい値判断1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月27日	IIしきい値判断2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26の項、56の2の項、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :108, 109, 110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :19条1号、第30条12号、44条1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第55条5、6号 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26の項、56の2の項、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第19条第1号、第30条第12号、第44条第1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	神奈川県精神保健福祉センター所長 山田正夫	所長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和1年6月27日	IIしきい値判断1.対象人数	平成30年6月30日時点	平成31年4月19日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断2.取扱者数	平成30年6月30日時点	平成31年4月19日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断1.対象人数	平成31年4月19日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断2.取扱者数	平成31年4月19日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26の項、56の2の項、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第19条第1号、第30条第12号、第44条第1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2第1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	事後	時点修正
令和3年8月18日	II しきい値判断1.対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	II しきい値判断2.取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2第1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3、4号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3、4号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3、4号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	事前	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和4年7月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3、4号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26の項、56の2の項、87の項、108の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第19条第1、2、3、4、5、6号、第30条第1、2、3号、第44条第1、2、3、4、5、6号、第55条第1、2、5、6、8、9号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第2、3、4号、第55条の3第1、2、4号 	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断1.対象人数	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	IIしきい値判断2.取扱者数	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断1.対象人数	令和4年4月30日時点	令和5年4月27日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断2.取扱者数	令和4年4月30日時点	令和5年4月27日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断1.対象人数	令和5年4月27日時点	令和6年4月30日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断2.取扱者数	令和5年4月27日時点	令和6年4月30日時点	事後	時点修正
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条1、2、3、4、5、6、7号	番号利用法別表 117の項	事後	時点修正
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26の項、56の2の項、87の項、108の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第19条第1、2、3、4、5、6号、第30条第1、2、3号、第44条第1、2、3、4、5、6号、第55条第1、2、5、6、8、9号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第2、3、4号、第55条の3第1、2、4号	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 42の項、80の項、125の項、144の項及び161の項 (情報照会の根拠) 144の項、145の項及び146の項	事後	時点修正
	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業 11 最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	様式改正